

就職に有利な資格取得のための訓練資金を貸付します！

社会福祉法人 福井県社会福祉協議会

令和5年度 ひとり親家庭職業訓練資金貸付事業のご案内

この事業は、高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し職業訓練資金を貸付し、ひとり親家庭の親の自立促進を図ることを目的に実施するものです。

養成機関を修了し、かつ資格取得した日から1年以内に就職し、福井県内で取得した資格が必要な業務に従事し、5年間引き続き業務に従事した場合、借りた資金の返済が免除されます。

■ 概 要 ■

1 貸付対象者 次の①～③の要件を満たす方

共 通

① 福井県内に住民登録をしている方

入学準備金

② 令和5年度に高等職業訓練促進給付金の支給決定を受け養成施設に入学した方

就職準備金

③ 養成機関の課程を修了し、かつ資格を取得した日から1年以内に就職した方

2 貸付額と利子

(1) 貸付額は、**入学準備金50万円以内、就職準備金20万円以内**です。

(2) 利子は連帯保証人を立てる場合は無利子ですが、連帯保証人を立てない場合は、返還の債務の履行猶予期間中は無利子とし、履行猶予期間経過後の利率は年1%となります。

(3) 「**9. 貸付金の返還**」の事由に該当し、返還期間を過ぎても返還が完了しない場合は年3%の延滞利子を徴収します。

4. 貸付の人数（令和5年度）

●入学準備金 6名程度（先着順）

●就職準備金 9名程度（先着順）

■ 申請から決定まで ■

5. 申請の手続き方法

(1) 訓練資金の貸付を希望する方は、下記の「**10. 申請書・問い合わせ先**」に提出してください。

共 通

① ひとり親家庭職業訓練資金貸付申請書（様式第1号）

② 高等職業訓練促進給付金の支給決定通知書の写し

③ ひとり親家庭職業訓練資金貸付における個人情報の取扱同意書（様式第2号）

④ 世帯全員の記載のある住民票（マイナンバーの記載がないもの）

入学準備金

⑤ 養成機関に在学していることを証明する書類および在学開始日がわかる書類

就職準備金

- ⑥ 養成機関の課程を修了したことを証明する書類および取得した資格を証明する書類
- (2) 連帯保証人を立てる場合には、生計を一にしない者で、かつ、返還債務を負担することができる資力を有するものであって、原則として県内に住所を有する者としてください。

6. 貸付の決定

申請書類を審査し、貸付の決定または不承認について申請者あてに通知します。また、自治体の母子・父子自立支援員へもお知らせします。

貸付が決定した方には借用書（借受人および連帯保証人の印鑑証明書を添付）および振込口座申請書を提出していただきます。

7. 貸付金の交付

貸付決定者からの振込口座申請書を本会が受領後、約1か月以内に指定口座に振り込みます。

■ 免除と返還について ■

8. 返還の免除

養成機関の課程を修了し、かつ、資格取得した日から1年以内に就職し、福井県内において取得した資格が必要な業務に5年間従事（1週間の所定労働時間が20時間以上とする）したときは、貸付金の返還が免除されます。

9. 貸付金の返還 ※返還期間は4年以内

次のいずれかに該当する場合（他種の養成機関等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合は除く。）には、貸付金を返還していただくことになります。

- ① 養成機関を退学、または在学中に再婚やお子さんが20歳に到達するなど、高等職業訓練促進給付金の対象外となったとき（養成機関在学中は返還が猶予されます。）
- ② 養成機関の課程を修了し、かつ、資格を取得した日から1年以内に県内において取得した資格が必要な業務に従事しなかったとき
- ③ 県内において、取得した資格が必要な業務に従事する意思がなくなったとき
- ④ 業務外の事由により死亡し、または心身の故障により取得した資格が必要な業務に従事できなくなったとき

■ 各届出について ■

資金の貸付を受けた者は、返還を免除されるか、または返還を完了するまで、各種書類の届出等を行う必要があります。届出を怠ると返還の免除や猶予が受けられなくなりますのでご注意ください。詳細ならびに申請書類は本会ホームページでご案内しています。

10. 申請先・問い合わせ先

【住 所】〒910-8516 福井市光陽2丁目3番22号 社会福祉法人 福井県社会福祉協議会 地域福祉課 「ひとり親家庭職業訓練資金貸付」担当
【電 話】0776-24-4987（直通）／ 0776-24-2339（代表）
【FAX】0776-24-0041 【ホームページ】 https://www.f-shakyo.or.jp/